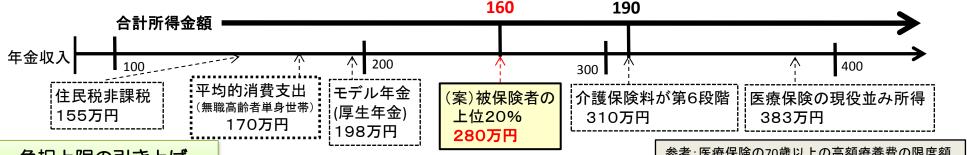
負担割合の引き上げ

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負 担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする。ただし、月額上限があるため、 見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- 自己負担2割とする水準は、合計所得金額(※1) 160万円以上(※2)の者(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)。
- ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯におけ る負担能力が低いケースを考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で 346万円未満(※3)の場合は、1割負担に戻す。
- ※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- ※2 被保険者の上位20%に該当する水準。ただし、利用者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基 準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。
- ※3 280万円+5.5万円(国民年金の平均額)×12 ≒ 346万円

自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合)※年金収入の場合:合計所得金額=年金収入額-公的年金等控除(基本的に120万円)



負担上限の引き上げ

年金収入80万円以下等

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に 相当する者のみ引上げ

15,000円(個人)

(2011)		
	自己負担限度額(月額)	
一般	37,200円(世帯)	
	24,600円(世帯)	

〈現行〉

〈見直し案〉

現役並み 44,400円 所得相当(※) 一般 37,200円

参考: 医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額

	自己負担限度額 (現行/世帯単位)
現役並み所得者	80,100十医療費1% (多数該当: <u>44,400円</u>)
一般	44,400円
市町村民税非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15.000円

※ 課税所得145万円以上(ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人のみ の場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合には、一般に戻す)